

## 令和 4 年度 第 2 回 埼玉支部評議会 議事概要

開 催 日	令和 4 年 7 月 20 日
出席 評 議 員	石井評議員、遠藤評議員、甲原評議員、齋藤評議員、須藤評議員、原評議員、中川評議員（五十音順）
議 題	<p>1. 協議事項</p> <p>① 令和 3 年度協会けんぽ決算（見込み）について</p> <p>2. 報告事項</p> <p>② 令和 3 年度支部保険者機能強化予算執行実績について</p> <p>③ 令和 4 年度埼玉支部事業計画実施状況について</p> <p>④ 健康経営推進の取組み及び第 2 期埼玉支部データヘルス計画の実施状況について</p> <p>⑤ その他報告事項について</p>

議 事 概 要	
	<p>評議員からの意見、質問及びそれらに対する事務局からの回答は以下のとおり。</p> <p><b>①令和 3 年度協会けんぽ決算(見込み)について</b></p> <p>(事業主代表)</p> <p>準備金残高が一番のポイントになると思う。これまでも推計資料は出していただいていることは承知しているが、ここまでの準備金残高となると、今後の推計がどうなるのか、決算と推計をセットで示していただきたい。</p> <p>また、令和 2 年度に比べて保険給付費が増えているにも関わらず、国庫補助 277 億円の減となっている理由について教えていただきたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>保険給付費に対する国庫補助等は、国が予算策定時に見込んだ保険給付に基づいた額が交付され、実績をもとに翌年度に精算される仕組みとなっている。(国庫減額特例措置については、決算を基準にすると、N年度の決算により、(N+1)年度の減額すべき額が確定し、(N+2)年度に精算される。)令和 2 年度の国庫補助等の予算額は新型コロナウィルス感染症の感染拡大前に策定されたものであり、令和 2 年度の保険給付費の予算額と令和 3 年度の同予算額はほぼ同じ水準となった。結果として、令和 2 年度よりも令和 3 年度のほうが国庫減額特例措置によって減額された額が大きかったことが影響し、令和 3 年度の国庫補助が減少している。なお、令和 2 年度の国庫補助金から減額されている額は 333 億円、令和 3 年度は 609 億円と 276 億円減額している。</p> <p>(事業主代表)</p> <p>決算で保険料収入が対前年度で大幅に増えたとのことであるが、保険料納付の特例猶予は令和 2 年度だけか？令和 3 年度は特例があるのか？</p>

(事務局)

令和2年12月までと聞いているが、ケースによってまだ出てくる可能性があるかもしれない。

(事業主代表)

22ページのいわゆる「ワニ口」の資料では医療費の伸びが賃金の伸びを上回り、その差が年々大きくなっていると説明しながら、準備金残高は年々増加しているという、この2つの関係性はどうか考えれば良いのか？

(事務局)

協会財政の赤字構造は変わっておらず、今後の財政は楽観を許さない状況であることはこれまでもご説明しているところ。中長期的な視点にたち可能な限り長期にわたって平均保険料率が10%を超えることのないようにする観点から、運営委員会、評議会で毎年ご議論いただいたうえで、10%で据え置いているものであり、もともと単年度収支均衡で保険料率を設定しているものではない。一方でワニ口の資料は、実際の決算(見込み)数値にもとづき、お示しているものである。

(学識経験者)

赤字構造であるならば、均衡保険料率は毎年上がっているのか？

(事務局)

制度変更や、賃金、加入者数、医療費の伸び率等が毎年上がったり、下がったり動きがあること等から、毎年上がっているわけではない。

(事業主代表)

仮に新型コロナウイルスが感染症法上の位置づけを2類相当から5類へ引き下げられた場合、協会財政に影響が出るのか？

(事務局)

一般的には、PCR検査や治療費の一部が現在公費で対応している部分が加入者の自己負担となるなど、加入者の受診動向も含め協会の保険給付費にも影響が出るのが想定される。

## ② 令和3年度支部保険者機能強化予算執行実績について

特になし

## ③ 令和4年度埼玉支部事業計画実施状況について

(事業主代表)

健康保険委員に登録いただくよう、勧奨等の各種取り組みを進めているのは承知しているが、それでもなお登録いただく事業所はあまり多くないのか？

(事務局)

年金事務所のように新規適用の事務の届け出のタイミングではなく、健康保険証が交付されてから(新規加入後)のタイミングでお知らせ・勧奨になるので、努力はしているが、依然として事業所の反応は厳しい状況である。

(事業主代表)

保険証の代わりになると言われているマイナンバーカードの普及はどのようになっているのか？

(事務局)

協会がお答えする立場にはないかもしれないが、情報漏洩等を懸念して、そもそもマイナンバーカードを作ろうとしない方もおられると思われる。また、国から補助があるにしてもシステムの初期導入費用や人員が必要なことから、診療所では導入があまり進んでおらず、せっかくマイナンバーカードを作成しても保険証の代わりとして使用出来ないといった声があることは認識している。

(学識経験者)

現在新型コロナの感染者数が急激に増えているが、今後の支部事業計画の実施に大きな影響はないのか？

(事務局)

9月に健康経営埼玉推進協議会、11月に健康経営セミナーの実施を予定しているが、今後の感染拡大状況を注視していく必要がある。

また、感染拡大のピーク(波)が訪れると、1~2か月遅れで、傷病手当金の申請件数が急激に増加している。そのようななか、仮に職員やその家族等に感染者が発生した場合、担当職員の減となることが見込まれるが、加入者の方々に影響がないよう支部内で連携し、遅滞なく事務処理を進める必要がある。

#### **④ 健康経営推進の取組み及び第2期埼玉支部データヘルス計画の実施状況について**

(事業主代表)

健康経営に関する認定制度として、協会けんぽ(埼玉支部)(以下、単に「埼玉支部」という。)ものと、国が主導しているものと2つあるが、企業としてはどのように考えればよいのか？どちらかだけ取得すれば良いのか？制度的に統一できないのか？

(事務局)

経済産業省が設計・日本健康会議が認定する健康経営優良法人認定制度と、埼玉支部の認定制度はそもそも制度が異なる。他県では県の制度、政令市の制度、協会けんぽの制度が別々に動いているケースもあると聞いている。埼玉県内では他に埼玉県やさいたま市、健保連が認定制度を導入しているが、少なくとも埼玉県内は認定基準を統一し、埼玉支部の認定が取れば、埼玉県等の認定取得も可能とする仕組みとしているので、加入者の健康づくりのためにもぜひとも認定を取得いただきたいと考えている。また、埼玉支部のSTEP2と健康経営優良法人認定制度の項目はほぼリンクさせているが、これらの制度を統一することは困難である。

(学識経験者)

最近ではSDGs等の取組みもあるので、健康経営に取り組んでいることが企業イメージにプラスになるといったメリットはないのか？

(事務局)

求職者が健康経営の取組状況を企業選びの基準の一つとしているようで、実際に取り組む企業からは、優秀な人材の確保などブランディングとしても効果があるといった声をいただ

いる。

**⑤ その他報告事項について**

特になし

**特記事項**

- ・ 傍聴者 1 名
- ・ 次回は、令和 4 年 10 月開催予定